

お土井の今昔

(高瀬川筋の一古圖に就て)

藤 田 元 春

一

豊臣秀吉がつくつたといふお土居(土城)は、京都市の北から西へかけて、後世永く残つたのみでなく、其史料としての古圖も多いから、其姿を復原することは容易である。しかし近頃北野から金閣寺前のやうに新しい家屋が出来て土木上の大變更が試みらるゝに至ると、遂には全くその跡を失うて桑滄の變をみるのも遠くはあるまいと考へられる。かの有名な巴里の城壁

でさへ、時の經過につれて都市の膨脹には抵抗が出来ず、取り拂はれた跡にブルヴァールの大道が出来たのであるから、秀吉のお土居の跡に新しい京都の環狀大路が横はつても敢て驚くには足りない。元來秀吉のつくつたお土居の東邊と南邊は加茂川の冲積平野を横ぎつて東寺から七條河原に達し、更らに加茂川縁^{ベリ}を北の方出町に達したのである。さうして今の河原町の西、寺町の東、民家と民家の脊中合せにあつたところに出来てゐたのであるから餘程早くから其の姿

を没し、板倉内膳正が所司代となつた頃には、この寺町の東にあつたお土居は、最早洛の内外を分つ封疆ではなかつた。そこで新に北は出町から五條まで、加茂川に沿ふて新しいお土居もしくは石垣をつくつた。勿論寺町を以て限りとした京都市は、其東の河原町を合せて、洛中は加茂川限りにかはつた。そこでこの板倉時代の築堤を新お土居と名づけた。それと同時に、舊い御土居も河原町と寺町との間に残存してゐたが、これは追々と公家や寺や民間に貸下げることもなつた。

二

新御土居と舊御土居との區別は、龍谷大學所藏の京都古地圖（元祿十一年）に明記されて、しかも新しい方に板倉内膳正殿の時出來とある。守屋孝藏氏所藏の有名な金屏風もこの新土井があるので寛文九年以内の作であるといふ證據に

もなるのである。

面白いことはこの寛文の石垣は、今も猶出町から四條あたりの間に現存してゐる。京都府風致委員會ではこの古い石垣、たとへば荒神橋西詰の河岸の巨石壁とか、同じく土手町荒神口下ル、薩摩屋敷の老樹をはじめ、下つては三條四條邊のお茶屋と加茂川洪水敷との間にある多くの頑丈な石垣の保存を一つの風致條件としてゐる。勿論二條から南に下ると、所謂木屋町でその有名な納涼の床といふものが出来るので、床と茶屋との間にかくれてしまつて、この古風な巨石の築堤は、こゝに遊ばないでは見るよしもないのであるけれども、人あつてもしもこの河岸を散策でもせられるであらうならば蜿蜒たる古築堤の面影を隨所に見るのに苦しまれないであらう。山州名跡志の著者も既にかうしたことを三百年以前に注意したとみえて、舊お土居に關して「北は荒神口より南松原通に至

る迄町家あるを以て此封疆見えざる也」と記してゐるのである。それでも京都帝國大學國史學教室所藏の寛政六年二月御土居略圖をみると天正十三（一五八五）以來二百年を經過した京都市に猶お土居の現状をつけしらす所のものが残存してゐて、舊土居や新土居の形をしるし、今出川から荒神口までの舊土居は、正親町家や廬山寺、或は町家某々へ下渡し、荒神口から南二條までは、寛文十一年に公家や寺や町家に譲渡すなど、記し、二條三條間は享保十七年に全く無くなり、三條から松原までは、町人意齋が買得すなど、記してゐる。そこで今も寺町通の大寺の奥にゆくと、往々にして巨堤の一部分がのこる。寺町四條の大雲院の境内にもさうしたものの片鱗はあるらしい。

三

所が松原から南、高瀬川に沿うて七條に達しそれからさき東寺の南へかけてのお土居に至つ

ては低濕の地であるから、お土居も低くなつたかもしれないが、容易に破損されたとみへ、享保以後の京都市繪圖の二三をみるとこの封疆は、或は長短があり、出入ができ或はあてすつぽうに記されてもゐて、秀吉のつくつたものは果してそれであるか見當がつかないのである。

市が平安京變遷史に附けた變遷圖も、實はこの五條以南東寺までの間は暗中模索で確實な資料を有しなかつたのであるが、主として右の寛政六年の圖をたよりにしてつくつたのであつた。

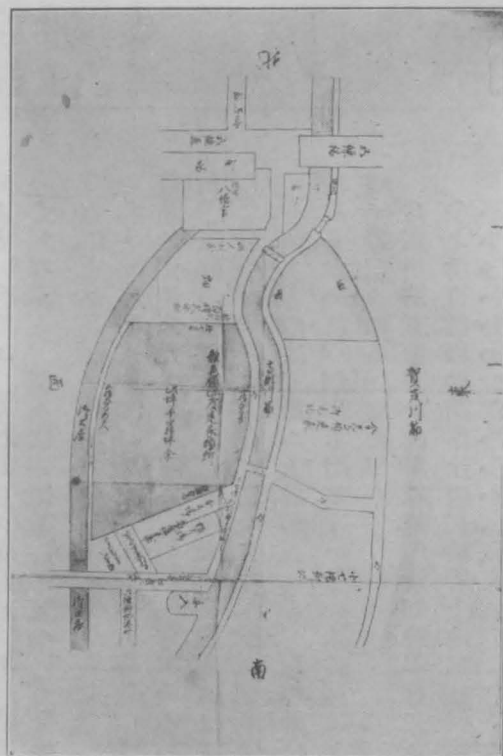
それでも徳川氏の中頃は、まだ京洛の人口も増加しないで、町並の如きもさうは楮比しなかつたから、寛政頃猶、五條以南、川筋から東寺へかけてのお土居は將に田園都市の廓外であつて、農村の景觀であり、お土居にしげる竹藪が木蔭をつくつてゐて物すごい非人乞食などの假床となつてゐたらしい。即ち右の古圖によると寶曆十二年以來この邊のお土居は藪諸共に七條

寺町の金光寺が借つてゐた。そこには廣い空地があつて、非人小屋もあり、又「火や」といつて京都市民の火葬場さへあり、所謂鳥部野の茶

毘は幕末までもつゞいてこの邊に存在した。今でこそ七條には停車場が出来て一帯はその濛々たる煤烟に虐げられ、東寺の森でさへ蕭條たる枯林に變じ、六孫王神社の老榎の如き蔭も形も無くなつたが、明治十年以前はそれでも空氣清明、老松・竹林・洛南の唐橋あたりには、民家にして月卿雲客の訪るゝ風流の家もあつたのである。それが今では綠樹影を失ふて、煤烟天に沖するの塵埃區にかはり、お土居の跡も竹藪の影も見るといふことにはなつた。しかし最近に知友中村直勝氏の手をへて、求め得たこの一小

第一圖

寶曆、京都市高瀬五條圖(表)

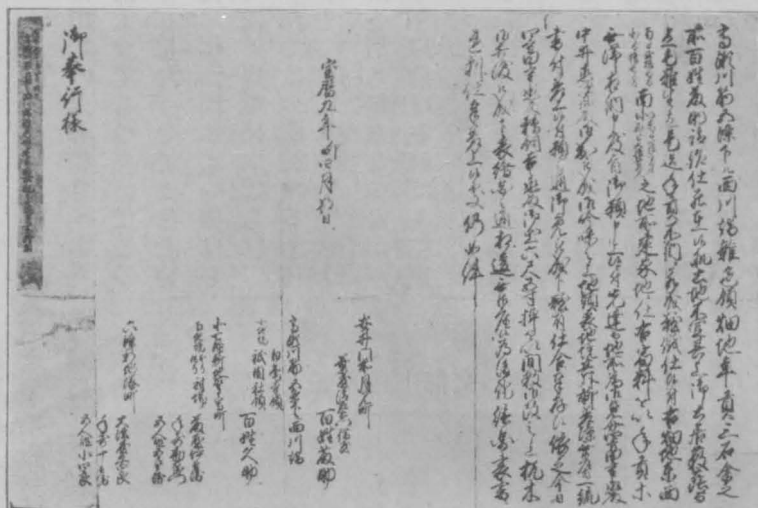


圖は、寶曆九年(西一七五九)のもので寛政六年のお土居略圖よりも凡五十年以前の實測圖であり、お土居の一部を復原する有力な資料である

四

寶永版の京都大繪圖をみると、出町・櫛形・北

第二圖
寶曆、高瀬五條略圖(裏)



河端は寶永二年にたつ、七條河原新地寶永六年(西一七〇九)にたつなど、記され、元祿以後に就て、加茂川の右岸に洛中が進出したことをつげるが、當時お土居は民家の裏にかくれてゐたのであるから、所々に「切通し」をつけて交通を便にしたと見え、今も寺町荒神口附近には切通しといふ町名が多い。たとへ寶永六年に、七條新地が出来たとしても、京都市の東南の一角、五條の橋下は直ちに絃歌飛觴の勝地にはならなかつた。それは實にこの寶曆九年まで半世紀といふものは、猶お土居があつて、その木蔭になるために、畑作も出来ないといふ訴狀によつて證明される。文に曰く

高瀬川筋五條下ル西川端雜色領畑地年貢三石余之所百姓藤助請作仕罷在候所土地不宣、其上御土居敷蔭にて立毛難生立、是迄年貢不納に罷成難儀仕候付、右畑地東西、南にて貳十五間南北西にて四十三間半、之地所建家地に仕、右宿料を以年貢等無滞相納申度旨御願申上候に付

先達而地所爲御見分四方田重之亟殿中井直次郎殿御出被成御吟味之上地頭表地境其外聊差障無御座旨一統書付差上候付願之通御被成下難有仕合奉存候、依之今日四方田重之亟殿竊伺吉之亟殿御出六尺五寸棹を以間數御改之上杭木御打渡被成下表繪圖之通相違無御座候、爲後證繪圖表書に連判仕奉差上候所仍如件

寶曆九年卯四月朔日

安井門前月見町

葉屋清右衛門借屋

百姓 藤 助

高瀬川筋五條下ル西川端

白毫寺領

北地境祇園社領

百姓 久 助

北七條新地聖眞寺町

南地境

本弓射場
揚弓

藤 屋 伊 兵衛

年 寄 勘 兵衛

和土井の今昔

五人組 五郎兵衛
六條新地湊町
大津屋 平四郎

年 寄 十兵衛
五人組 小四郎

御奉行様

われらはかうした古文書によつて、圖籍といふものが王朝の初に用ひられてこの方いかに有効に土地行政を仕配したかをすると同時に、土地の境界といふものを先人がいかに尊重したかを教へられる。しかもそれが借屋人百姓藤助や久助などいふもので、この附近に居つて畑作の年貢をして預つて居つた、いはゞ下級の人々にも、かやうに土地の行政に正しい理解を有し地目變換については町の年寄や五人組の承認を求めたといふ隣保相助の制度の行渡つてゐたことを知つて云ひしれぬ敬慕の情をよせるのである

五

次にその表圖をみると五條橋の袂には、高瀬川の舟を引きのぼす綱道ツナミチがあつて、五條小橋の今の交番所の下はがけであり、それから今は大きい榎があつて「河原左大臣源融邸址」といふ石表のたつてゐる一體が、竹藪であり、合せて金光寺領となつてゐて、建家を許されてゐたことを知ると同時に、寺町五條の入幡社にちかく非人小屋があり之に隣して百姓久助の畑があつた。その畑は祇園領であつて、その中に非人が小屋を建てたといふことは、中古の犬神人と祇園との關係を語る一資料であるのである。

此際一千四十坪の雑色領は建家となつて、以來現在の所謂橋下の遊廓が出来た。畑を改める一大理由は土居の藪の蔭であるから、立毛が生立ちがたいからだといふのである。果して當時土居の樹木がどうであつたかはしれぬが、一本の木も草も無くてかやうに、文句にはかけ

ないと考へるから、恐らく老樹竹林鬱々たるものが事實このあたりの風景であつたであらう。地圖を按ずれば川筋・切通し・橋・小路すべて現在のこの地形に違がない、藤屋伊兵衛の射場はないが天津屋などいふ女郎屋位は今でもあるらしい、土居は圖によれば、今の河原町電車通にかゝつて出来てゐたのである。東本願寺別邸の枳殻邸の東の方の鬱々たる森の姿は或は當時の土井の姿を如實に語るものでなくてなんであらう。我等は單にかうした一片の古地圖ではあるが、かくも正確な公文書を得たことによつて、秀吉のつくつた土居の東南隅を復原するの手引を新にすることが出来たのである。これは筆者近頃の所得であるから之を筐底に横ふるに忍びず、敢て貴重な本紙に掲げて同好の人にわかつのである。(完)